

第2章 事業特性に関する情報

第2章 事業特性に関する情報

2-1 対象事業の名称

松阪市新最終処分場施設整備事業

2-2 対象事業の目的

本事業は、現在供用されている松阪市一般廃棄物最終処分場の埋立可能量の減少により、新最終処分場の建設を進めるものである。

2-2-1 本市におけるごみ処理の現状

松阪市（以下、「本市」という）のごみの総排出量（集団回収量を含む）は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和3年度は年間58,215tとなっている。

埋立ごみは、現在では年間約7,800t～8,700tが処分されている。現最終処分場では、焼却灰、直接埋立物、破碎埋立物が埋め立てられており、令和3年度末時点で全体の埋立可能容量（最終覆土量を含まない残余容量）の83.34%が埋まっている状況にある。

2-2-2 本市におけるごみ処理の基本方針と最終処分量の目標

本市で平成29年5月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においては、基本理念を「ムダなく資源が循環しているまち」としており、実現するための基本方針として

1. 3R及びごみの適正な排出の推進
2. 市民、事業者、行政による協働体制の構築
3. 不法投棄の防止による良好な環境の創出

を定めている。

平成31年度（令和元年度）の最終処分量は7,862tであり、前一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値である3,800t以下を達成できていない状況にある。これは廃棄物のうち最終処分される割合が高いことによるものである。

本市では、焼却灰をリサイクルすることで、最終処分量を大幅に削減することができることから、中間目標年次である令和9年度までに焼却灰をリサイクルすることを検討している。

以上の内容を踏まえ、最終処分量の目標値は、中間目標年次である令和9年度において1,200t以下としている。

2-2-3 新最終処分場の基本方針

将来の最終処分量は表 2-2-3.1 に示すとおりであり、焼却灰をリサイクルすることにより、最終処分量の削減と資源の循環利用につながることから、将来的に焼却灰リサイクルを実施し、3 期分（45 年間）の埋立を前提とした最終処分場整備を進める。

最終処分の方針は以下のとおりである。

- ・ 現最終処分場は令和 8 年度までに埋立を完了する。
- ・ 令和 9 年度までに焼却灰は全量リサイクルを実施する。破碎埋立物等は埋立処分を継続する。
- ・ 新最終処分場を新たに整備し、令和 9 年度からの供用開始を目指す。
- ・ 新最終処分場は、3 期分（45 年間）の埋立を前提とした整備を行う。

表 2-2-3.1 将来の最終処分量（施策推進後の推計値）

単位：t/年

	平成 27 年度	令和 8 年度 (中間目標年次)	令和 13 年度 (計画最終年次)
焼却灰	6,564	0	0
破碎埋立物	1,029	926	875
直接埋立物	503	258	195
合計	8,096	1,184	1,070

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

2-2-4 事業スケジュール

整備事業の事業スケジュールを表 2-2-4.1 に示す。

表 2-2-4.1 事業スケジュール（案）

年度 項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年
基本設計 地質調査	■	■						
実施設計 地質調査			■	■				
建設工事					■	■	■	
供用開始								■

2-3 対象事業の内容

2-3-1 条例に規定する対象事業の種類・内容

種類：廃棄物処理施設の設置の事業

内容：一般廃棄物最終処分場の設置

2-3-2 対象事業の規模

本事業は、松阪市上川町・山添町地内約 14ha の敷地に一般廃棄物最終処分場を整備するものであり、三重県環境影響評価条例の対象事業（一般廃棄物最終処分場の規模要件 2.5ha 以上）となる。

2-3-3 対象事業実施区域の位置・概要

対象事業実施区域の位置図を図 2-3-3.1、新最終処分場建設予定地（以下、「建設予定地」という）の諸元を表 2-3-3.1 にそれぞれ示す。

表 2-3-3.1 建設予定地の諸元

項目	諸元
位置	松阪市上川町・山添町地内
敷地面積	新最終処分場：約 14ha（現最終処分場：約 8ha） 合計：約 22ha
土地利用状況	谷部：耕作地及び荒地 丘陵部：林 その他：上空に中部電力の架空電線路が存在する
法規制の状況	農業振興地域 都市施設「公共空地（公園）」
周辺環境	北側：上川工業団地が隣接する 東側：松阪市総合運動公園が隣接する 南側：JR 紀勢本線が走っている 西側：現最終処分場が隣接する
地形	標高約 20m～50m の丘陵地であり、観音岳、堀坂山、白猪山などの山地から広がる丘陵地の端に位置している。東西が丘、南北に谷となっている。谷部には平地があり、北側を上流に南へ緩やかな勾配で下っている。
地質	新世代新第三紀瀬戸内中新統一志層群櫛田層が分布している。櫛田層は塊状の中粒～粗粒の砂岩層を主体としており、その砂岩層と泥岩との互層で形成されている。風化が中程度進んでおり、岩体や岩片のかたさは中程度である。起伏の多い古い時代の地層に対して新しい時代の地層が水平にぶつかるように堆積しており、一志層群は全体として東ないし北東方向へ 10°～30° 傾斜を示している。 また、谷部には河床堆積物や耕作土が堆積している。
放流先河川	真盛川（2 級河川金剛川水系）

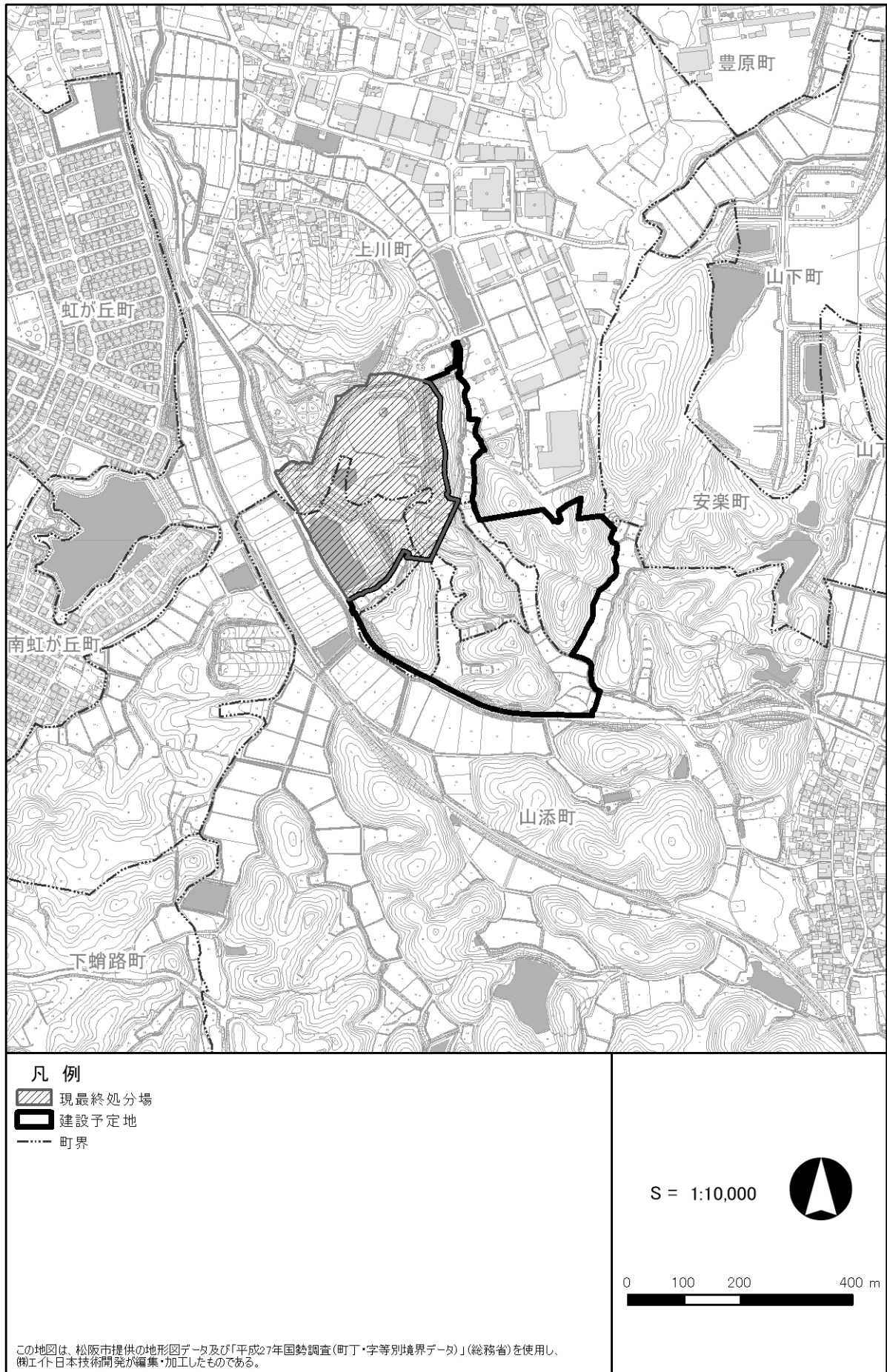


図 2-3-3.1 建設予定地位置図

2-3-4 対象事業の内容に関する事項

1. 土地利用計画の概要

本事業に係る土地利用計画の概要は、表 2-3-4. 1(1) (2)に示すとおりである。

表 2-3-4. 1(1) 土地利用面積（方法書段階からの変更点）

単位：ha

土地利用区分	面積	
	方法書段階	準備書段階
造成区域	4.7	7.5
一般廃棄物最終処分場	4.0	4.7
埋立地	2.6	2.2
洪水調整池	0.5	1.8
場内道路（駐車場車路含む）	0.9	0.7
その他施設	0.7	2.8
覆土置場	0.9	0.4
非改変区域	8.0	5.9
合計	13.6	13.8

注) 上記面積は新最終処分場の内訳である。

表 2-3-4. 1(2) 土地利用面積（準備書段階の詳細）

土地利用区分	土地利用面積	敷地全体に占める割合	備考 (上記表の集計区分)
埋立地(埋立地、貯留構造物、のり面)用地	17,634 m ²	12.8%	埋立地
洪水調整池A、浸出水調整設備用地	10,993 m ²	8.0%	洪水調整池
洪水調整池B用地	6,384 m ²	4.6%	洪水調整池
洪水調整池C用地	797 m ²	0.6%	洪水調整池
管理施設用地	4,283 m ²	3.1%	埋立地
覆土置場用地	4,275 m ²	3.1%	覆土置場
道路(のり面含む)用地	5,994 m ²	4.4%	道路用地
散策路(のり面含む)用地	838 m ²	0.6%	道路用地
既存平地・田	7,756 m ²	5.6%	非改変区域
緑地(造成のり面)	27,671 m ²	20.0%	その他施設
緑地(既存)	51,418 m ²	37.2%	非改変区域
敷地全体	138,043 m ²	100.0%	—

出典：松阪市 新最終処分場施設整備事業基本計画・基本設計業務委託報告書（令和3年8月）

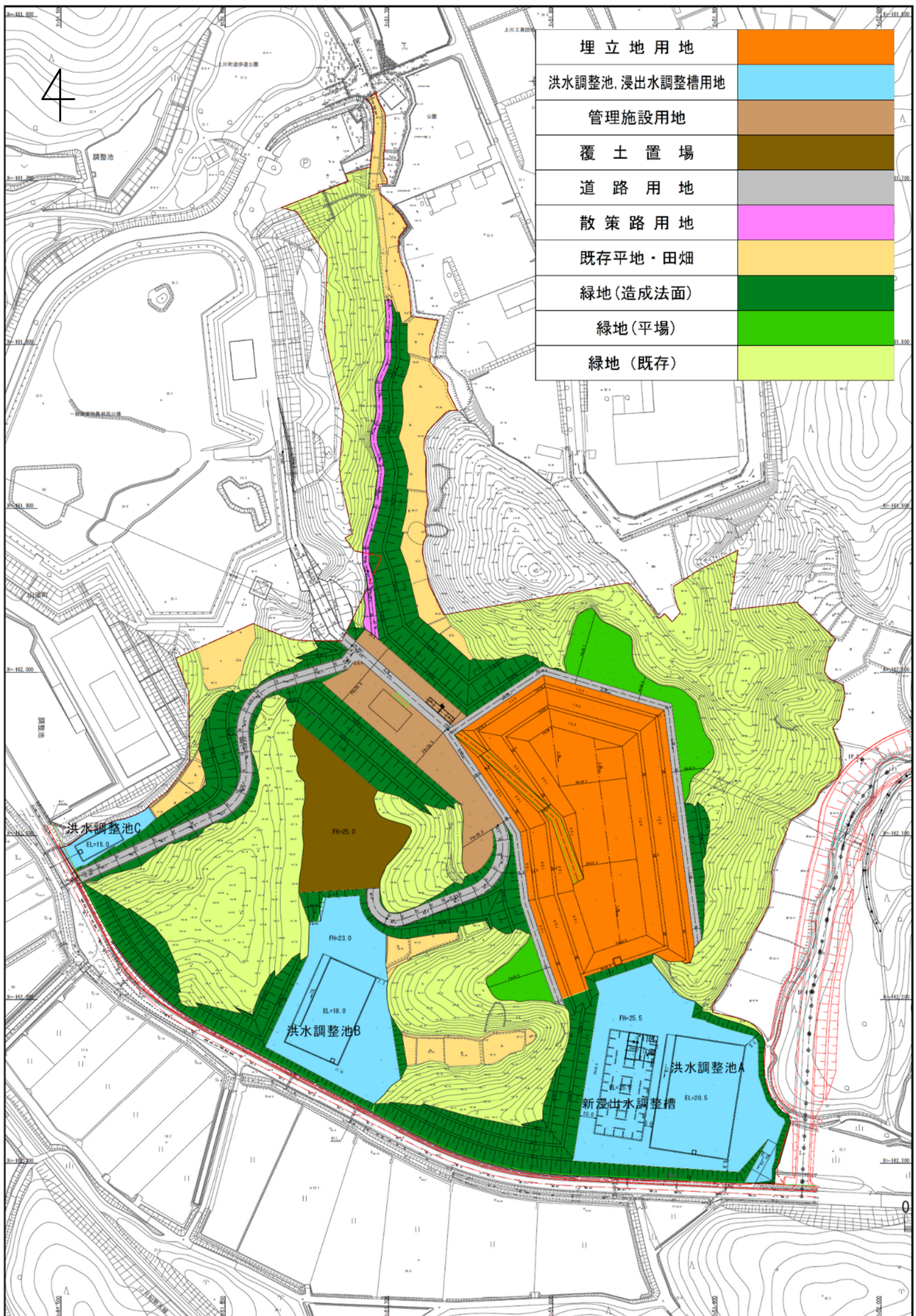


図 2-3-4.1 土地利用計画図

2. 施設計画の概要

(1) 廃棄物処理施設の概要

現最終処分場及び本事業において設置する新最終処分場の諸元は表 2-3-4.2 に示すとおりであり、主な施設の概要は後述のとおりである。

表 2-3-4.2 現最終処分場及び新最終処分場の諸元

項目	諸 元		
	現最終処分場	新最終処分場	
		方法書段階	準備書段階
埋立対象物	焼却灰、瓦礫等埋立物、家庭から出る土砂	破碎埋立物、直接埋立物等（災害廃棄物）	破碎埋立物、直接埋立物等（災害廃棄物）
埋立形式	オープン型最終処分場	オープン型最終処分場	オープン型最終処分場
埋立構造	準好気性埋立構造	準好気性埋立構造	準好気性埋立構造
埋立年間	平成 11 年度～令和 8 年度予定	第 1 期：令和 9 年度～令和 23 年度	第 1 期：令和 9 年度～令和 23 年度までの 15 年間
		第 1 期～第 3 期：令和 9 年度～令和 53 年度	第 2 期～第 3 期：令和 24 年度～令和 53 年度までの 30 年間（予定）
埋立面積	2.9ha	第 1 期：0.9ha	第 1 期：9,245m ² 第 2 期：7,455m ²
		第 1 期～第 3 期：1.5ha	第 3 期：7,945m ² （表 2-3.4 参照）
埋立容量	219,000m ³	第 1 期：27,000 m ³	第 1 期：35,694m ³ 第 2 期：42,729m ³
		第 1 期～第 3 期：81,000 m ³	第 3 期：41,335m ³ （表 2-3.4 参照）
浸出水処理能力	平均 190m ³ /日（現水処理施設を引き続き利用、想定される発生処理水量については後述）		既設浸出水処理設備の延命化対策を施しながら、できる限り処理設備の存続を図ることを基本方針としている。第 1 期では、新設浸出水を流量調整後、既設浸出水処理設備へ送水して処理し、第 2 期最終処分時に浸出水処理設備を新設する方針。
浸出処理水放流先	真盛川（2 級河川金剛川水系）に放流	真盛川（2 級河川金剛川水系）に放流	真盛川（2 級河川金剛川水系）に放流
最終覆土厚	50cm	50cm	2.0m（第 2・3 期）
主な施設	搬入道路、貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、浸出水集排水設備、浸出水処理施設、浸出水貯留槽、埋立ガス処理設備、飛散防止設備、門・困障設備、洪水調整池等	搬入道路、貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、浸出水集排水設備、浸出水処理施設、浸出水貯留槽、埋立ガス処理設備、飛散防止設備、門・困障設備、洪水調整池、漏水検知システム等	搬入道路、貯留構造物、地下集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、浸出水集排水設備、浸出水貯留槽、浸出水処理施設、埋立ガス処理設備、飛散防止設備、門・困障設備、洪水調整池等

(2) 埋立計画の概要

新最終処分場は15年ごとに拡張し、3期分（45年間）の埋立を実施する。第2期以降は、第1期埋立区画の上部を埋立範囲とするため、遮水工の敷設は法面部のみとなる。

埋立容量を表2-3-4.3に、埋立地分割整備・区画埋立計画図を図2-3-4.2に示す。

また、埋立段階ごとパース図を図2-3-4.3(1)～(4)に示す。

表2-3-4.3 埋立容量

埋立時期	埋立面積 (m ²)	埋立量 (m ³)	保護土量他 (m ³)	廃棄物埋立量 (m ³)
1期	9,245	35,694	17,478	18,216
2期	7,455 ^{注1}	42,729	21,259 ^{注2}	21,470
3期	7,945	41,335	19,458 ^{注2}	21,877
計	15,400	119,758	58,195	61,563

注1：最終覆土 t=2.0m を施工した面積

注2：最終覆土（2m）を含む

注3：埋立面積は、のり面等を含む上面面積を示す。

資料）松阪市 新最終処分場施設整備事業基本計画・基本設計業務委託報告書（令和3年8月）

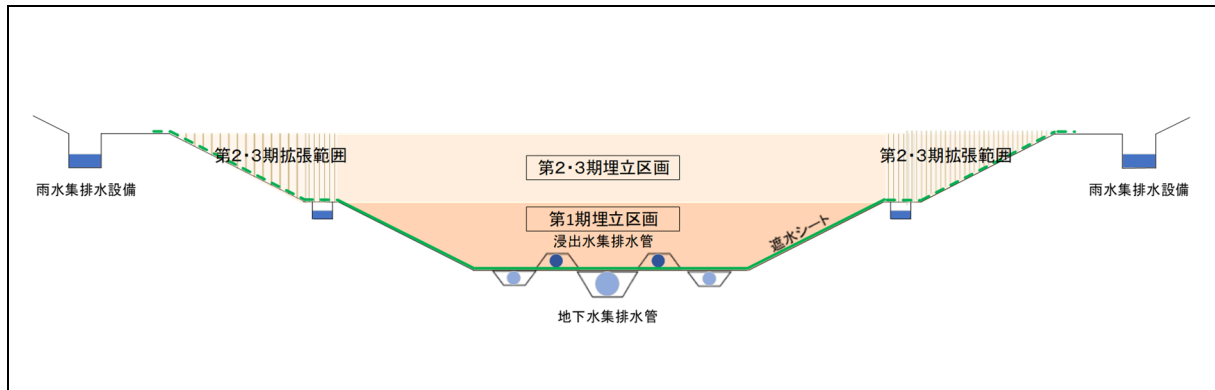


図2-3-4.2 埋立地分割整備・区画埋立計画図



注) 本パース図は埋立地及び主要な施設のみを示している。

図 2-3-4.3(1) 竣工時



注) 本パース図は埋立地及び主要な施設のみを示している。

図 2-3-4.3(2) 第1期埋立完了時



注) 本パース図は埋立地及び主要な施設のみを示している。

図 2-3-4. 3(3) 第2期埋立完了時



注) 本パース図は埋立地及び主要な施設のみを示している。

図 2-3-4. 3(4) 第3期埋立完了時

(3) 施設計画の概要

最終処分場に設置される施設の目的・機能とその概要は、表 2-3-4.4 に、全体配置計画図を図 2-3-4.4 に示す。

表 2-3-4.4 施設の目的・機能とその概要

施設名	目的・機能	施設概要
貯留構造物	廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するための施設	アースダムを埋立地の上・下流部に設置する。
地下水集排水施設	地下水、湧水或いは土中で発生する土壌ガス等によって、揚圧力が働いて遮水工を破損することを防止するために、地下水等を速やかに排除するための施設	有孔管を栗石や砕石などのフィルター材で覆った暗渠排水施設を設置する。
遮水工	浸出水の流出による水質汚濁を防止するための施設	基準省令に示された二重遮水シートを埋立地の地下全面に敷設する。
雨水集排水施設	埋立地内の廃棄物と雨水を隔離するために、埋立地内への雨水流入を防止することにより浸出水の削減を図り、浸出水処理施設及び遮水工の負荷を軽減するための施設	埋立地周辺からの雨水を集水し、埋立地内への流入を防止するための雨水集排水施設を設置する。
浸出水集排水施設	埋立層内に浸入した雨水や浸出水を速やかに浸出水処理施設へ送るための施設	集排水施設を配置し、底部集排水管は、管とその目詰まりを防止するための被覆材を組み合わせて構成する。
浸出水処理施設	埋立地内の浸出水集排水施設によって集められた浸出水を放流先の公共の海域及び地下水を汚染しないよう処理するための施設 浸出水取水設備、浸出水導水設備、浸出水調整設備、浸出水処理設備、浸出水放流設備で構成される。	埋立地内の保有水を滞留させないよう水量及び水質を調整することができる耐水構造の浸出水調整設備を設け、放流水の水質を排水基準以下に常時処理することができる高度な浸出水処理設備とする。
埋立ガス処理施設	埋立層内のガスを速やかに排出し、埋立層内へ空気を供給するための施設	浸出水集排水管(幹線)から堅型ガス抜管を、浸出水集排水管(支線)からのり面ガス抜管を設置する。
管理施設	廃棄物の搬入管理、埋立地の維持管理、環境監視をするための施設	最終処分場が受け入れる廃棄物の量と質を適切に管理・管制する搬入管理施設と管理事務所、環境監視(モニタリング)施設、洗車設備及び管理道路を設置する。
関連施設	その他廃棄物の搬入、周辺環境の保全、防災等のための施設	廃棄物運搬車両や資材、薬剤等を搬入するための搬入道路、廃棄物が強風や鳥類等によって飛散・流出し、最終処分場周辺の環境汚染を防止する飛散防止囲障設備、立札・門扉設備、消火設備及び防災設備(防災調整池)を設ける。

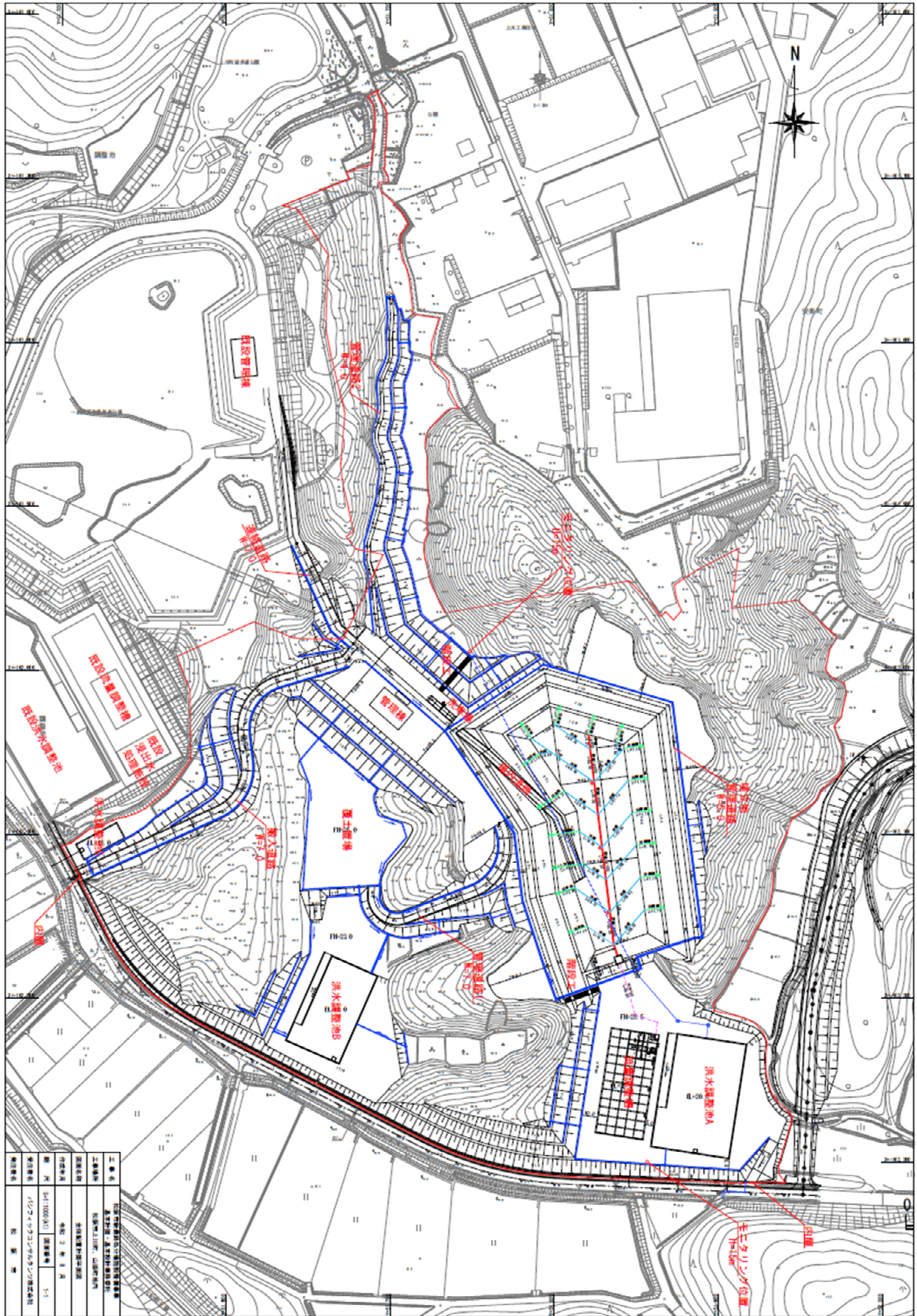


図 2-3-4.4 全体配置計画図

3. 道路及び交通計画の概要

(1) 関係車両の種類及び台数

本事業において建設する新最終処分場は現最終処分場に隣接し、現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなることから関係車両（廃棄物運搬車両）の台数は現況から減少すると想定される。

参考として、最近5年の関係車両の年間台数は1,896台～2,389台であり、稼働日の日平均で見ると約8台となっている。

(2) 走行ルート

本事業において建設する新最終処分場は現最終処分場に隣接し、埋立対象物の搬入元（松阪市クリーンセンター（松阪市桂瀬町））は変わらないことから、関係車両（廃棄物運搬車両）の走行ルートはこれまでと同様となる。関係車両の走行ルートを図2-3-4.5に示す。

松阪市クリーンセンターからの主要な走行ルートは、国道42号及び市道南虹が丘最終処分場線を経由するルートとなっている。

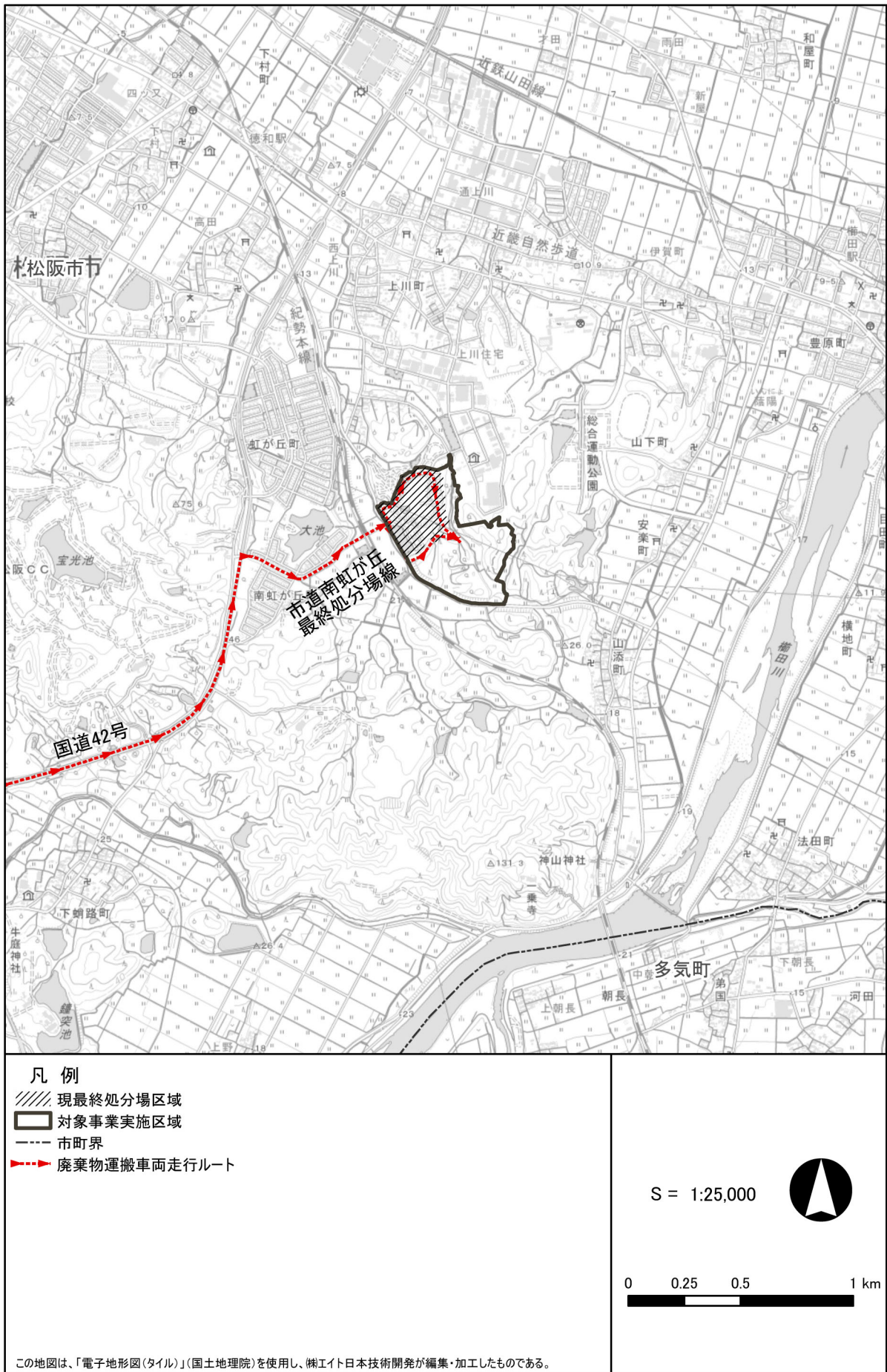


図 2-3-4.5 廃棄物運搬車両の走行ルート

4. 管理・運営計画の概要

(1) 廃棄物の受入・施設の稼働

本事業において建設する新最終処分場での廃棄物の搬入及び埋立作業時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から 12 時、午後 1 時から 4 時 30 分までとする。

5. 給水計画及び排水計画の概要

(1) 給水計画

プラント用水及び生活用水は、現最終処分場給水設備(直圧)の既設管理事務所付近の既設給水管より分岐して引込む計画である。

(2) 排水計画

① 生活排水

管理事務所の生活排水は、合併処理浄化槽を設けて処理し、処理水は浸出水処理施設で再処理後、既存の防災調整池、あるいは新設する洪水調整池を経由して真盛川へ放流する。

② 雨水排水

雨水は、新設する洪水調整池を経由して真盛川へ放流する。

6. 防災計画の概要

防災計画については、埋立期間が令和 9 年度から令和 53 年度の長期間にわたる事から、地震や気候変動による豪雨災害等にも十分配慮したものとする。

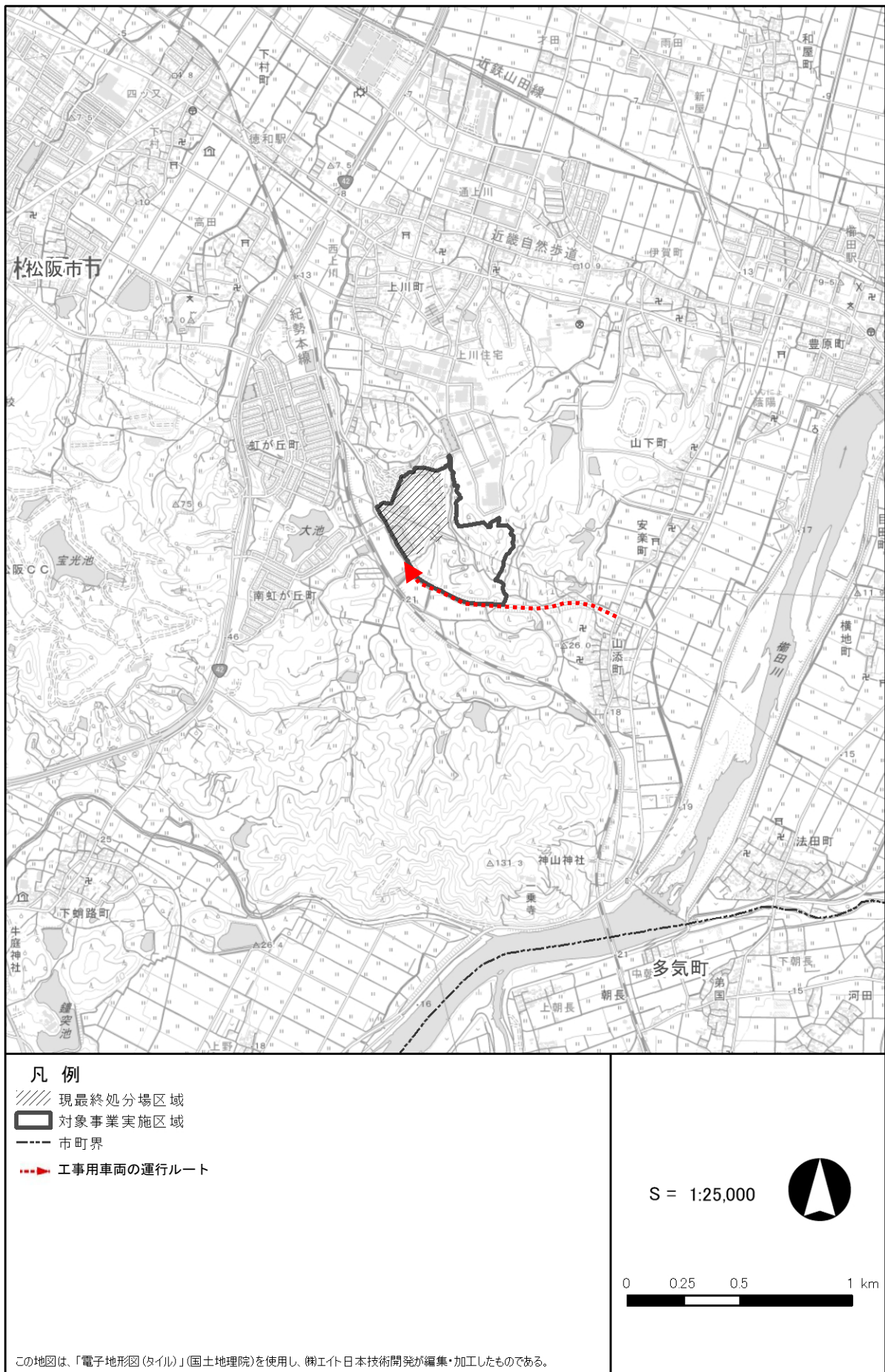


図 2-3-4.6 工事用車両の運行ルート

8. 環境保全計画

(1) 公害防止基準

新最終処分場の公害防止基準は、次のとおり設定する。

① 大気質(粉じん)

新最終処分場の覆土置場は、大気汚染防止法に基づく「一般粉じん発生施設（面積が1,000m²以上であること。）」に該当するため、構造等に関する基準を表2-3-4.6に示す。

表 2-3-4.6 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設	規制対象規模	構造等に関する基準 (構造並びに使用及び管理に関する基準)
鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 粉じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

② 水質

浸出水処理施設の排水基準は表2-3-4.7(1)に示すとおりである。

表 2-3-4.7(1) 浸出水処理水排水基準値 (主要項目)

項目	排水基準値	設定根拠
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	基準省令 (一律基準)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10 mg/L 以下	現最終処分場基準値
化学的酸素要求量 (COD)	20 mg/L 以下	現最終処分場基準値
浮遊物質量 (SS)	10 mg/L 以下	現最終処分場基準値
全窒素 (T-N)	10 mg/L 以下	現最終処分場基準値
全リン (T-P)	1 mg/L 以下	基準省令 (一律基準)
大腸菌群数	日平均 3,000 個/cm ³ 以下	基準省令 (一律基準)
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	ダイオキシン類対策特別措置法

表 2-3-4.7(2) 浸出水処理水排水基準値（その他項目）

項 目	排水基準値	設定根拠
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 200mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ノルマルヘキサン抽出物含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ノルマルヘキサン抽出物含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
カドミウム (Cd)	0.03 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
総水銀 (T-Hg)	0.005 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	基準省令（一律基準）
セレン (Se)	0.1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
鉛 (Pb)	0.1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ヒ素 (As)	0.1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
六価クロム (T-Cr)	0.5 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
シアン (T-CN)	1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
全クロム (T-Cr)	2 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
フッ素 (F)	15 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ホウ素 (B)	50 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
チウラム	0.06 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
シマジン	0.03 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
有機リン化合物 (O-P)	1 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
銅 (Cu)	3 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
亜鉛含有量	2 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
溶解性鉄 (S-Fe)	10 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
溶解性マンガン (S-Mn)	10 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
フェノール類 (Ph)	5 mg/L 以下	基準省令（一律基準）
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L 以下	基準省令（一律基準）

③ 騒音・振動

騒音・振動の公害防止基準値は、表 2-3-4.8 及び表 2-3-4.9 に示すとおりとする。

表 2-3-4.8 騒音基準値(敷地境界基準)

時間区分	朝	昼 間	夕	夜 間
時 刻 (時)	6:00~8:00	8:00~17:00	17:00~22:00	22:00~6:00
基 準 値	55 dB 以下	60 dB 以下	55 dB 以下	50 dB 以下

表 2-3-4.9 振動基準値(敷地境界基準)

時間区分	昼 間	夜 間
時 刻 (時)	8:00~19:00	19:00~8:00
基 準 値	65 dB 以下	60 dB 以下

④ 悪 臭

新最終処分場の敷地境界線の地表における悪臭の公害防止基準値は、表 2-3-4.10 に示すとおりとする。

表 2-3-4.10 悪臭基準値(敷地境界基準)

特定悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

(2) 環境保全のための措置

工事の施工中及び施設の供用中における環境保全のための措置は、表2-3-4.11に示すとおりとする。

表 2-3-4.11 環境保全のための措置

環境要素		環境保全のための措置		
大気環境	大気質	工事の施工中	最新排出ガス対策型建設機械の使用	
			最新排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車両の使用	
			工事用車両及び建設機械における良質燃料の使用	
			工法及び工事工程の検討並びに燃料使用量の平準化	
			工事用車両のタイヤの洗浄及びアイドリングストップ並びに工事作業員の自動車使用の抑制	
			低VOC製品の使用	
			有害物質や粉じんなどの除去設備の設置等	
			資材の運搬車両の走行時期の分散	
			資材の運搬車両の走行方法の指導	
			造成区域では必要に応じて散水する。	
	施設の供用中	最新排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車両の使用		
		来訪者・通勤者の自動車使用の抑制及び物流効率化		
		有害物質や粉じんなどの除去設備の設置等 埋立作業では必要に応じて散水する。		
	騒音 振動 低周波音	工事の施工中	工事時間の制限	
			低騒音型・低振動型の建設機械の使用	
			低騒音・低振動工法の採用	
			必要により有効な遮音壁の設置	
			資材の運搬車両の走行時期の分散	
資材の運搬車両の走行方法の指導				
施設の供用中		浸出水処理施設の低騒音型・低振動型の設備機器の使用		
		浸出水処理施設の被覆		
		浸出水処理施設の設備機器の防振材の使用		
		作業方法の改善		
電波障害	工事の施工中	未使用時の高所クレーン配置等による電波障害低減措置		
	施設の供用中	障害が発生した場合の受信設備等による電波障害対策		
悪臭	施設の供用中	(発生源対策)悪臭物質の揮発の抑制		
		(発生源対策)覆土による拡散防止		
		(悪臭除去対策)消・脱臭剤の散布等		
		(悪臭除去対策)浸出水処理施設の脱臭装置の設置		
水環境	水質	工事の施工中	仮設沈砂池の設置・管理	
			排水路の整備	
			プレキャストコンクリート製品の採用	
			中和処理の実施	
			コンクリート打設面のシートによる一時的な被覆	
			コンクリートミキサー車の洗浄は対象事業実施区域内で行わずプラント内で行う	
			水質の事後調査を実施する。(pH)	
			法面の緑化	
			施設の供用中	受入廃棄物の監視
				地下水・雨水集排水施設の管理 浸出水処理施設の常時稼働、放流水質の監視 洪水調整池の設置

表 2-3-4. 27 (2) 環境保全のための措置

環境要素		環境保全のための措置	
水環境	水 象 (地下水)	工事の施工中	洪水調整池、流量調整池の設置
			排水路等の整備
			盛土法面、切土法面とも緑化する
			プレキャストコンクリート製品を採用する
			中和処理の実施
			コンクリート打設面のシートによる被覆
			コンクリートミキサー車の洗浄は対象事業実施区域内で行わずプラント内で行う
			地下水位、水質の事後調査の実施
			土砂流出防止柵の設置
			防災用シートによる法面保護
		施設の供用中	盛土法面、切土法面とも緑化する
			粘土層の地盤改良の実施
			二重遮水シートを埋立地の地下全面に敷設する。
			地下水位、水質の事後調査の実施
地形・地質	地形・地質	工事の施工中	切土、盛土において速やかに浮土等を整形し表面を保護する
			現場での土質試験を十分に行う
			切土法面及び盛土法面の造成後速やかに法面植栽等を実施し法面保護を行う
土壌環境	土壌汚染	工事の施工中	原位置浄化、封じ込め、掘削除去等の汚染拡散防止の措置
		施設の供用中	定期的な地下水モニタリング調査による地下水質の監視
生物多様性 自然環境	植 物 動 物 生 態 系	工事の施工中	注目される猛禽類の営巣木が近傍に確認された場合における繁殖時期の休工又は工事期間の短縮化
			夜間・日暮れ工事における照明等の低光源対策
			希少猛禽類の繁殖場所が近傍に確認された場合の工事休工、又は工事内容の調整、モニタリング調査の実施
			各調整池工事における土砂流出を防止する
			事業実施に伴い影響が生じる生物の生息・生育環境を確保するため、保全エリアを設け、谷津田の生態系を保全する
			事業実施に伴い影響が生じる生息・生育個体について、類似環境への個体移動し種の保全を図る
			工事関係者への環境保全の啓発の実施
		施設の供用中	郷土樹種等による造成緑地、造成法面の緑化
			草刈りに等の維持管理作業による里山（樹林環境）の保全
			低誘虫光源の照明の設置（LED）
			下流水系に生息する水生動物やホタル類への影響を緩和するための調整池の設置、濁水防止措置等
			植栽による動植物の新たな生息(育)環境の創出
			注目される動物種が確認された場合における生息環境の保全又は創出
			注目される猛禽類の営巣木及びその周辺に階層構造の発達した樹木が常に存在するような配置
注目される水生動物の生息環境への影響を緩和するための調整池の設置、濁水防止措置等			

表 2-3-4. 27(3) 環境保全のための措置

環境要素		環境保全のための措置		
人と自然の 触れ合い	景観	工事の施工中	仮囲いのセットバックやデザインへの配慮	
		施設の供用中	施設構造物の等の形状、配置、色彩等への配慮 樹木の植栽	
	人と自然との 触れ合い活動の場	工事の施工中	工事の施工に伴い利用経路を分断する場合の一次的な代替経路の確保	
		施設の供用中	自然との触れ合い活動の場の持つ機能が減少する場合の代替措置 作業方法の改善	
	歴史的文化環境		現地による保存	
			移転及び移築による保存	
			記録による保存	
			文化財等の保存に及ぼす影響が少ない工法の採用	
	環境負荷	廃棄物	工事の施工中	工事の施行中における産業廃棄物の3Rの徹底及び適正処理
				工事の施工中における建設土バランス化と有効利用の促進 伐採木の再利用
施設の供用中			排出される一般廃棄物の3Rの徹底及び適正処理 処理すべき浸出水の削減	
温室効果ガス		工事の施工中	生産段階における温室効果ガス発生に配慮した資材の使用	
			低炭素型建設機械の使用	
			低燃費型車両の活用	
		施設の供用中	工法及び工事工程の検討並びに燃料使用量の削減	
			浸出水処理施設や管理施設建築物熱負荷の低減	
			浸出水処理施設の設備システムの省エネルギー化	
			再生可能エネルギー等の利用検討	
			資源の適正利用	
			HFC、PFC及びSF ₆ の排出抑制対策	
			緑地の維持	
埋立廃棄物の適切な受入れ				
荷下ろし時の混入物確認				

2-3-5 対象事業に係る許認可等

対象事業に係る許認可等及びその根拠法令等を表 2-3-5.1 に示す。

表 2-3-5.1 対象事業に係る許認可等

許認可等	根拠法令等
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)
林地開発のための届出	森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号) 三重県林地開発許可等事務処理要領
一定規模以上の土地の形質変更の届出	土壤汚染対策法 (平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)
一般粉じん発生施設の設置届出	大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
三重県自然環境保全条例に基づく開発行為に係る通知 (公共が行う行為の例外)	三重県自然環境保全条例 (平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 2 号)